

移動等円滑化取組計画書

令和5年5月15日

広島市中区基町6番27号
株式会社広島バスセンター
代表取締役社長 岡村清治

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律第9条の4の規定に基づき、次のとおり提出します。

I 現状の課題及び中期的な対応方針

(1) 旅客施設及び車両等の整備に関する事項

当社が管理するバスターミナルは、移動等円滑化基準を満たしているが、高齢者及び障害者等が安心して利用できるように公共交通機関の旅客施設に関する移動等円滑化整備ガイドライン（バリアフリー整備ガイドライン旅客施設編及び役務編）を踏まえながら、引き続き必要な環境整備と適切な維持管理を行っていくこととする。

(2) 旅客支援、情報提供、教育訓練等に関する事項

- ① 職員の定期的な巡回による利用者への声かけやターミナル内に開設している事務所及び総合案内所において、運行・施設情報提供、案内及び車椅子の貸し出し・補助など人的な支援の充実を図る。
- ② 全職員が高齢者、障害者等の方々に声かけ、誘導案内等の人的支援ができるよう、講習等を定期的実施する。

II 移動等円滑化に関する措置

① 旅客施設及び車両等を公共交通移動等円滑化基準に適合させるために必要な措置

対象となる旅客施設及び車両等	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
視覚障害者誘導用ブロック	施設内にある視覚障害者誘導ブロックについて、定期的に点検を実施し補修、改修を行う。(継続)

② 旅客施設及び車両等を使用した役務の提供の方法に関し法第八条第二項及び第三項の主務省令で定める基準を遵守するために必要な措置

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ホーム案内表示器によるリアルタイムな情報等の提供 筆談具の使用	<p>出発ホームに設置した表示器で、行き先・時刻、運行情報等を提供する。(継続)</p> <p>案内所及び乗車券発売窓口に筆談具があることを表示し、聴覚障害者からの求めに応じて使用する。(継続)</p>

③ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる乗降についての介助、旅客施設における誘導その他の支援

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
職員等による障害者支援の案内及び介助・誘導	職員への講習(研修)を実施するとともに、バス乗降に際しては警備員、バス事業者と連携し、適切な介助・誘導に努める。(継続)

④ 高齢者、障害者等が公共交通機関を利用して移動するために必要となる情報の提供

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
施設内サイン及びHPの充実	高齢者、障害者等に分かりやすいサインやHPによる情報の充実を図る。(継続)

⑤ 移動等円滑化を図るために必要な教育訓練

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
接遇に関する講習の実施	職員に対して、国土交通省作成の「接遇研修モデルプログラム」(バス編)等を活用し講習を行う。(継続)

⑥ 高齢者、障害者等が高齢者障害者等用施設等を円滑に利用するために必要となる適正な配慮についての旅客施設及び車両等の利用者に対する広報活動及び啓発活動

対 策	計 画 内 容 (計画対象期間及び事業の主な内容)
ポスター掲示等による利用者への周知	高齢者障害者等用施設等の適正利用促進のためのポスター掲示や放送等を通じて利用者への周知に努める。(継続)

Ⅲ 移動等円滑化の促進のためⅡと併せて講ずべき措置

<ul style="list-style-type: none">・移動等円滑化ガイドラインを踏まえ、当ビル内施設と案内サイン等の表示を統一する。・HPや電話で寄せられる利用者の意見を社内で共有するとともに、バス事業者とも共有し、取組の改善に活用する。・乗入バス事業者との定期的な会議の場を通じて、課題・改善点の意見交換等を行う。・社内の他部署とも連携し、全社的な推進体制を構築する。
--

IV 前年度計画書からの変更内容

対象となる旅客施設及び車両等又は対策	変更内容	理由
なし	なし	なし

V 計画書の公表方法

自社ホームページにて公表する。

VI その他計画に関連する事項

なし

注1 IVには、IIについて前年度と比較して記入すること。なお、該当する対策が複数になる場合には、新たに欄を設けて記入すること。

2 Vには、本計画書の公表方法（インターネットの利用等）について記入すること。

3 VIには、IIの欄に記入した計画に関連する計画（事業者全体に関連するプロジェクト、経営計画等）がある場合には、必要に応じ、その計画内容及び計画における当該事業者の位置付け等について記入すること。